

# 「理想ぎらい」への処方箋

## —『ユートポフォビア』の批判的検討—

David Estlund, *Utopophobia: On the Limits (If Any) of Political Philosophy*, Princeton University Press, 2020.

若林 悠人

「それは理想主義的だ。」日常的な感覚からすれば、大抵は褒め言葉ではない。実証的な社会科学にとっても、現実的な条件を度外視した結果、与えられる説明が対象の実際のあり方からかけ離れることは望ましくないであろう。だが、規範的な政治哲学においては、現実と(ときに大きく)異なる理想的な社会の条件が探究されてきた。マキャヴェッリのように理想的な前提や目標を忌避する立場も当然ある。とはいえ、それらも現実は何らかの変革を迫る以上、まったくの現状肯定ではあり得ない。しかし、理想を提示する理論の価値や役割を問い直す議論は「理想理論/非理想理論」論争などと呼ばれ、近年急速に蓄積が進んでいる。『ユートポフォビア』にて、デイヴィッド・エストランドはそうした「メタ政治哲学」的課題に取り組み、政治哲学がいかなる意味で理想的な原理を探究すべきかを考察している。本論は、この根本的かつ困難な問いに対する本書の議論(第Ⅰ～Ⅴ部)を整理した上で、その問題点を指摘する。

### Ⅰ. 概要

本書の最も重要な主張は以下の一節に集約される。

#### 【理想の擁護】

社会正義の理論や構想が、今までのどんな社会によっても満たされる見込みがほとんどあるいは全く無い、高い基準を設定するとしても、それはその理論や構想における欠陥では

ない。そのような理論はそれでも真でありうる。(p. 26<sup>(1)</sup>)

一見この主張は、認め難いほどにユートピア主義的な改革を要請するもののように思われる。だが、そうではない。第Ⅰ部で導入される用語の定義は重要である。ここでの「高い基準を設定する」理論とは、「全ての人は平等な権利を持つべきだ」とか「政府は民主的に権威づけられるべきだ」のような「原理」についての理論を指す。こうした原理と、具体的な改革の「提案」とは明確に区別される。ここで擁護されるのは、あくまで原理についての理想主義(Principle Idealism)であり、提案が現実主義的(Proposal Realism)であるべきなのは当然である(p. 40)。また、本書は特定の正義原理の構想を擁護するのではない(p. 11)。専ら、理想的な正義原理一般への批判に対する精緻な反論が展開される。

第Ⅱ部では次の主張が反駁される。

#### 【人間本性による制約】

人間本性とそれが伴う動機づけの欠如のために満たされないであろう事柄を要求するという点で人間本性を無視した基準や要求を課す規範的政治理論には欠陥があり、よって誤っている。(p. 87)

多くの思想家はこの動機づけに関する制約を所与としているが、本書はこれに反対する

(pp. 87-89)。とはいえ、本書が能力的に不可能な要求を課す原理を支持するのではない点は注意すべきである。「当為は可能を含意する」という周知の原則は破られない(p. 27)。私が空を飛ぶことは能力的に不可能なため、私が空を飛ぶべきだという要求は認められない。ただし、ここでの「不可能」の意味は通常理解よりずっと限定的である。ある行為が不可能だ(can't)ということは、それをする見込みがない(will not)ということではない。例えば、ある教授が講義中に滑稽なダンスをする見込みはほぼゼロだが、それは教授がそのダンスを(能力的に)できないからではない(p. 27)。さらに、ある行為ができないのは、動機づけの欠如によって自分自身を行為する気にさせられない(can't will)ということとも異なる(p. 91)。そしてこれらの区別は、議論の対象を社会の全成員に広げても同様である。一部の正当化・免責可能な例外はあるとしても、動機づけの欠如による見込みの無さを根拠に、原理において「可能」なことの上限が低く見積もられるべきではない。

単に歴史的・社会的偶然性を捨象するのではなく、道徳的に悪い事実(bad facts)による制約を拒むような社会正義の原理が、第三部では「最上正義」(prime justice)として定式化される。ここでの問題は「条件/譲歩のジレンマ」である。道徳的に悪い事実に譲歩して選ばれた原理は譲歩的であり不正義を含みうる一方、「もし悪い事実が存在しないならば、(～すべき)」と条件付きで示される原理は、条件から外れた非理想的社会に対して何の要求も課せないというジレンマがある。だが、最上正義は個人の道徳的欠陥に譲歩せず望ましい社会構造を無条件に要求するため、このジレンマは乗り越えられる(pp. 189-190)。遵守を欠く非理想的社会においても最上正義が「要求されている」ことは何ら変わらない。そのため最上正義は、「社会構造に関するものだけではなく、あらゆる道徳的基

準に関連する領域での全ての行為者の(連言的な)遵守を要求する」、いわば「全域最上要求」(global prime requirement)の一部である(p. 196)。

しかし、最上正義を含む全域最上要求のアイデアは「誰に義務があるか?」という難題を招く(p. 208)。そのため、第四部では複数の行為者と義務の関係が検討される。あらゆる行為者が(ともに)ある行為Xをすることを要求することは、その中の特定の個人がXをすべきだという要求を必ずしも伴わない。この点は重要である。AとBの2名がともにXするならば実現される道徳的善さがあり、よって「AとBはXすべきだ」が真だとしよう。だが、もしBがXしないことが明らかな場合、それでもなおAがXすべきだとは言えない。すなわち、「(AかつB)がXすべきだ」は「(AがXすべき)かつ(BがXすべき)」を含意しない。義務に分配法則は成り立たないのである(p. 234)。よって、最上正義の要求は「『AとBが行為Xをする』』ということがあるべきだ」という「複数形要求」(plural requirement)の形をとる(p. 231)。これは「BがXするならば、AもXすべきだ」(逆も然り)ということは含意するが、BがXしない場合にAの義務を直接特定するものではない<sup>(2)</sup>。

そうすると、遵守の見込めない非理想的世界に生きる我々にとって理想の価値とは何か。第五部では、規範理論が実践的価値を持たないならば無用だとする「実践主義」(practicalism)の乗り越えが試みられる。歴史を顧みれば、社会正義の理想がかつては信じられなかった道徳的進歩をもたらすという点で実践的価値を持つことはあり得る(p. 260)。だが、原理の要求事項を部分的に実現することに常に実践的価値があるとする楽観的な推論は、「近似の誤謬」(fallacy of approximation)として退けられる。喩えると、3つ同時に飲むべき薬のうち1つだけを飲むことは全く飲まないより常に良いとは言えず、むしろ害を被る可能性すらあるのと同

様である(p. 274)。また、ジョン・ロールズの『正義論』における正義の諸原理は、その内の「平等な自由原理」が満たされないならば、その他の「格差原理」や「機会平等原理」を満たしてもより公正になるとは言えない。有名な(辞書的)優先性は、近似の誤謬の論理を理論化する一つの方法である(pp. 281-282)。理想的原理からの逸脱(=非充足)によって生じた価値の欠損を相殺するには、むしろ原理の(当初の)要求事項からのさらなる逸脱(相殺的逸脱: countervailing deviation)が望ましい場合さえある(p. 290)。こうした議論を経て本書が辿り着くのは、理想の非実践的価値の擁護である。哲学的知識の提供を受けつつ社会正義への関心を抱くことには内在的な(非実践的)道徳的価値がある(pp. 317-318)。この洞察が正しければ【理想の擁護】は改めて裏付けられることになる。

## II. 批判的検討

冒頭で述べたように、本書は理想理論/非理想理論の論争にとって示唆深い。そもそも理想理論/非理想理論という枠組みは、ロールズの『正義論』に由来する。『正義論』の大部分は、社会の成員が正義原理を遵守する理想状態を扱う理論(理想理論)に捧げられている。ロールズが理想理論から始めるのは、それが「より喫緊の諸問題を体系的に把握するための唯一の基盤」を提供すると考えたからである(Rawls [1999])。一方、アマルティア・センらは理想理論が不要である、または特定の価値に偏重するなどとして、より現実的な条件や選択肢に焦点を合わせた非理想理論のみを擁護した(Sen [2009], Mills [2005])<sup>(3)</sup>。そのため従来の主な争点は、理想理論が実践的に有用か否かであった。

本書は、理想の実践的価値を自明視しない点で理想理論の支持者の多くとは一線を画す。確かに、理想の非実践的価値に目を向けるという結論は興味深い。しかし、それゆえに理想の実

践的価値に対する評価が不十分ではないか。本論の残りではこの懸念に焦点を絞る。主な検討対象は第V部だが、指摘する問題は本書全体に関係する。

すでに見たように、本書は理想的原理の部分的実現に実践的価値の根拠を見出す推論を近似の誤謬とした。これは理想の実践的価値を重く見る立場からすると古典的だが厄介な問題である。すぐに思いつく応答はこうである。「近似の誤謬は、あらゆる近似に価値があるわけではないとする点で正しいが、あらゆる近似に価値が無いわけでもないのだから、近似の成功例に注目すべきだ。」だがこれは核心的でない。本書でも個々の近似が独立に価値を持つ可能性は全く否定されていないからである(p. 275)。

問題は、本書が理想的原理と価値評価尺度を明確に区別しないことで、現実的な比較評価における理想の実践的価値を過小評価している点である。確かに、理論の価値を社会変革の選択における実践的役割に求め、かつ、比較ができれば合理的選択にとって十分だとする立場にとっても、理想的原理の示す正/不正の区別が不可欠であるという点は本書でも示されている。正/不正区分を欠いた比較は、(奴隷制が不正だとすら言えず)無意味なものにならざるを得ないためである(pp. 263-264)。だが、これはあくまで消極的な論証である。なぜなら、正/不正区分が比較評価の必要条件だとしても、(以下で見るように)原理それ自体では豊かな比較を行えないならば、理想的原理の理解によってこそ適切な比較の実践が可能になる、とまでは言えないためである。

さらに本書では、近似や相殺的逸脱を考える上で理想的原理を理解する意義は、原理内の特定の要素の価値が他の要素に依存するか否かを知る点にあるとされる(pp. 294-295)。理想的原理への近似によって得られる部分的要素が、理想において他の要素に依存せず独立した価値を

有するならば、その近似は価値の向上を伴うと言える。だが、この議論からはそれ以上の積極的な意義は導かれなため、やはり理想的原理が比較評価一般に通用するとは言い難い。

こうした限界は、本書の最上正義の理解によるところが大きい。最上正義原理自体が社会に下す評価は、本来「二値的」(binary)なものにならざるを得ない。なぜなら、その要求が満たされない非理想的状況に対する評価を、原理の要求事項の部分的充足(=近似)の「程度」によって与えることはできないからである。そのため、原理が提示する「高い基準を理解することは、基準が十全に満たされない場合の価値序列を理解するために有用ではない」(p. 279、傍点は筆者)。よって、最上正義原理自体が与える評価が原理の「充足or非充足」という0/1判定以上のものだと考える強い理由は無い。

だが、こうした二値判定は困難に直面する。近似の誤謬や相殺的逸脱の議論は、非二値的な評価を要請するからである。二値判定において、理想的原理への部分的近似はいずれにせよ等しく非充足であり、価値的に改善とも悪化とも言えない。一方、近似はときに「大惨事」(disaster)を招くともされる(p. 281)。原理の要求事項のうち、制度的要素のみを個人の「動機や振る舞い抜きに」実現するならば、大惨事になりうる(p. 150)。これが近似の前より価値的に悪い(そうでなければ大惨事とは言うまい)ならば、これは非理想的社会への価値評価が、実は本書においても充足/非充足の二択より豊かなものであることを示している。じっさい、「不正のカテゴリー内に序列がある可能性」は許容されている(p. 360)。だが、その序列をいかにして知ることができるのかは明らかではない。次のような問題を考えてみよう。

### 【価値評価のトリレンマ】

#### 1. 社会に対する、正義理論の観点から見た

価値評価は、最上正義原理のみに依拠する。

2. 最上正義原理の構造に依拠した価値評価は、充足/非充足の二値判定だけである。
3. あらゆる非理想的社会に対する、正義理論の観点から見た価値評価は等しくない。

これら3つは同時に成り立たない。(1)と(2)を受け入れると、非理想的社会に対する価値評価は等しく非充足となり、(3)に反する。このトリレンマを解消するには、少なくとも(1)(3)のいずれかを放棄あるいは緩和する必要がある<sup>(4)</sup>。

一つの方法として、二値判定しかできない原理自体と、原理の充足により実現される価値の評価尺度を理論上は区別することで、(1)を緩和することが考えられる<sup>(5)</sup>。ここでは価値評価尺度を「しかしかの価値がより実現された社会は、そうでない社会よりも道徳的に高く評価される」という相対的で非二値的な尺度だとする。ある近似を大惨事と評価できるのは、原理の充足の程度に還元されない価値評価尺度を我々が都度参照するからである。こうした尺度があれば、非理想的社会に対する比較評価は可能になる<sup>(6)</sup>。

この価値評価尺度は、本書が「包括的理想」と呼ぶものとは異なる。包括的理想とは、相殺的逸脱のために参照される高次の理想であり、個々の理想的原理は包括的理想を特定したものとして理解される(p. 301)。だが、これはあくまでより抽象的に理想を示すものであり非二値的な評価を可能にはしない。じっさい包括的理想が持ち出されるのは、それによって第二の理想が特定され、第二の理想的要求を満たすことが第一の理想からの逸脱による価値の欠損を「完全に相殺する」場合である(p. 302)。

原理と価値尺度を区別するとはいえ、価値尺度において最高の評価は原理を十全に満たす社



会に与えられるはずである<sup>(7)</sup>。その意味で評価尺度は原理と適切に関係していなければならない<sup>(8)</sup>。だが、非理想的社会に対する価値尺度は直観的に得られるため、理想的原理の充足により実現される価値に関する尺度とはそもそも別の尺度である、という反論があるかもしれない。しかし、本書も指摘するように「直観的に堅固な『より公正だ』という単なる比較判断は存在するが、それらの多くは前・理論的な」ものである(p. 265)。前・理論的判断に基づく比較評価によっては、特定の近似や逸脱が正義理論の観点から価値を向上あるいは悪化させているとは言えない。確かに正義理論が直観的判断の集積によって構想される可能性はあるが、そのことは任意の直観的判断が正しい比較評価を導くことを全く保証しない。

本書が理想の実践的価値を軽視していないか、というのが本論の懸念であった。だが、価値評価尺度に実践的価値があるのならば、結局(それと区別される)理想的原理の理解に実践的価値はないのではないか、という批判はありうる。しかし、原理によって説明されない価値評価尺

度の正当化がいかにして可能だろうか。原理を欠いた価値尺度は盲信的な教条となる危険があるばかりか、その価値がいかなる要求を満たすことによって実現されるかを論証しないため、人間社会にとって真に不可能な制度や行為を高く評価する可能性を排除できない。価値評価尺度において最善の社会的編成が(見込みはなくとも)可能であることは理想的原理を通じて示される。このように考えるとき、理想的原理の理解には間接的だが重要な実践的価値のあるのではないか。

### III. 結語

理想を描くことを拒む現実主義に対する批判が特別目新しいわけではない。丸山眞男[1995]は「現実的たれ」という命令が現実の一側面だけを強調する危険性を現実主義の「陥穽」と呼び指摘した。だが、本書は陥穽を警告する以上に理想に対する批判を丁寧な退けている点で特徴的である。上に見た懸念はあるものの、本書は概して説得的であり、今後のメタ政治哲学における重要な礎となるであろう。

### 註

1. 特に断りがなくページ数のみ表記しているものは、Estlund [2020]からの引用である。
2. AとBのなすべき行為が同じとは限らない。「『AがXを、BがY(≠X)をする』ということがあるべきだ」という複数形要求はあり得る。外科手術の場面を思い浮かべ、Xに「切開」、Yに「縫合」を代入してみよう(p. 211)。この複数形要求が真でも、BがYしないなら、AはXすべきとは言えない。
3. 誤解のないように言うと、ほとんどの理想理論の支持者は理想理論だけが必要だとは主張せず、非理想理論も重要だと考えている。
4. (3)を放棄するならば、非二値的な評価を断念することになり、やはり近似の誤謬は成立しない。以下では別の道を探る。
5. 価値尺度と原理を区別する議論はWiens [2015]にも見られる。
6. 本書の中では、「理論」(theory)と呼ばれるものが「それによって、ある状況を他より公正であるとするのが可能になるような説明であり、全てではなくとも多くの事例の序列づけを伴う」と手短かに言及されている(p. 266)。この「理論」が本論における価値評価尺度に匹敵するものならば、ここでの提案は本書の立場

とそれほど大きく隔たらないとも言える。だが「理論」と原理の関係や、序列を伴う根拠についての本書の論証は不十分であり、それこそが本論の問題視する点である。

7. 原理を十全に満たす社会には最高の価値評価が与えられる、とは言っていないことに注意されたい。
8. 原理と尺度の適切な関係性の内実についての問いは本論の範疇を超えるため、ここでは追求しない。適切な関係性の設定という新たな問題系が、原理/尺度の区別により浮かび上がるという点が重要である。ただし、評価を左右する変数と原理の要求事項の範疇の適合性などが適切な関係性の候補として考えられる。

## 文献

- Estlund, David (2020) *Utopophobia: On the Limits (If Any) of Political Philosophy*, Princeton: Princeton University Press.
- 丸山眞男 (1995) 「「現実」主義の陥穽」松沢弘陽・植手通有(編)『丸山眞男集(5)』岩波書店, 193-209.
- Mills, Charles W. (2005) “‘Ideal Theory’ as Ideology,” *Hypatia*, 20(3): 165-184.
- Rawls, John (1999) *A Theory of Justice, rev. ed.*, Cambridge: Harvard University Press. =(2010) 川本隆史・福岡聡・神島裕子(訳)『正義論』紀伊國屋書店.
- Sen, Amartya (2009) *The Idea of Justice*, London: Allen Lane. =(2011) 池谷幸生(訳)『正義のアイデア』明石書店.
- Wiens, David (2015) “Against Ideal Guidance,” *The Journal of Politics*, 77(2): 433-446.